

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	志染町 (戸田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月14日、令和6年7月3日、令和6年8月5日、令和6年12月20日 (第1～4回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域内の農地88haのうち、水田営農細目書にある面積は69.5ha(72.0-2.5ha)であり、18.5ha(約2割)は耕作していない。

・主な生産品目は酒米山田錦(23.5ha)、食用米(30.6ha)で、地域内の農地の約6割を占めている。

・志染の菊としての産地であったが、生産者のなり手がなく、数軒(5～8)がハウス、露地にて栽培を行っている。

・黒大豆、麦等の生産者は3名で1haにとどまっている。

・耕作者の平均年齢は65才であり、向こう10年は現在の耕作者で営農の継続は可能であるが、その後に課題を残す。

・認定農業者、営農組織を有さない、個人経営の専業(高齢者がほとんど)および近隣市町に主とする勤務地を有する兼業農家である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在の取り組み状況から判断するに、当該地域の農業は、主に農業以外に収入源を持つ兼業農家の集団であることから、1年1作の酒米山田錦を中心とした水稻の作付けを継続していくことになる。よって、損益を少なくするよう、共同の経営体(営農組織)を設立し、機械経費をおさえていく生産形態の樹立が必要である。

そのために、営農組織設立に向けた準備会を立ち上げ、戸田地区に合った組織体制や運営を考える。

・また、一部の耕作地を拡大しようとする農業者に関しては、集約、集積に向けた取り組みが必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 中心的な担い手となる認定農業者や営農組合等の団体がいない状況であり、以下のような期間目標をたて、集積、集団化に取り組む。 1 令和6年～10年(5年) 地域を一体とした営農組織の立上げ 2 令和11年～令和15年(10年) 集積、集団化に向けた取り組みを実施
(2)農地中間管理機構の活用方針 所有者の意向時期を考慮しつつ地域全体を農地バンクへ貸し付け、新たにつくる営農組織へと引き継ぐ。
(3)基盤整備事業への取組方針 ほ場の基盤整備はほぼ完了しており、傾斜地が多いため、大区画化は困難と考える。 ただし、整備されてから30年以上過ぎており、施設の老朽化が問題になってきているため、更新に必要な財源の確保に取り組む必要があると考えている。 また、今後、作業効率の向上を図るため、未整備田の整備を検討する必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 新規就農者等の多様な経営体を受け入れる体制を整え、相互の意向を踏まえ、新たな経営体の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・地区内の一部において兵庫みらい農協アグリサポートや近隣営農組織への農作業委託を行っており、継続して委託を維持していく。ただし、水稻の乾燥、臼摺、選別作業においては、拡大することが困難であると聞いているので、単独での営農作業ができる体制も併せて検討していく。 ・戸田地区として、米のブランド化を図り、独自販売できる仕組みを考える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の侵入防止柵や檻の設置状況、目撃・被害発生場所等の情報を共有し、地域全域での対策に取り組む。
- ②地区として、環境にやさしい農業の実践、安全安心な農産物生産を進める。
- ③組織化に伴う共同機械の導入に際し、作業の合理化を図るため、スマート機器の導入を進める。
- ⑦ため池、農道、用排水路の管理が7水利組合が独自に行っているものを、一組織に統合し、共に管理作業を行える体制づくりに取り組む。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。